

『次世代育成対策推進法』に基づく

一般事業主行動計画について

株式会社大阪包装社
管理部

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 3 年間

2. 内 容

目標 1： 育児休業を取得しやすい環境作りのため、産前産後休業、育児休業、育児休業
給付等に関する諸制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 5 年 5 月～ 労働基準法・雇用保険法・社会保険制度の情報収集をおこなう。
- 令和 5 年 8 月～ 制度に関するパンフレットを作成、掲示して全社員へ周知する。

目標 2： 妊娠、出産、育児等を理由として退職した方が、再び就業可能になった際に復
職できる再雇用制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 5 年 5 月～ 再雇用制度、助成金制度について調査をおこなう。
- 令和 5 年 8 月～ 制度を文書にて掲示し、全社員へ周知する。

目標 3： 年次有給休暇の取得促進のため、全社員が最低 7 日以上之年次有給休暇を取得
できるようにする。

<対策>

- 令和 5 年 5 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- 令和 6 年 1 月～ 計画的な取得に向け、会社指定有給および、取得状況のとりまと
めによる取得促進のための取り組みをおこなう。

3. 本一般事業主行動計画の従業員及び外部への周知方法について

社内掲示板への掲示、ならびに当社ホームページでの掲載をおこなう。